越谷市一般廃棄物処理基本計画に係る施策区分(案)について

修正案

【基本方針1】		<mark>施策の区分</mark>	代表的な個別施策例
資源循環の推進		1-1 ごみ減量と分別の徹底	
1-2 地域内資源循環の促進 集団資源回収の活性化			プラスチック・スマートの推進
1-3 食品ロスの削減 フードドライブの促進 フードドライブの促進 フードドライブの促進 フードドライブの促進 フードドライブの促進 フードドライブの促進 学校等の教育機関での環境学習の推進・支援 プロ・	貝線循環の推進	1 – 2 地域内資源循環の促進	
フードドライブの促進			集団資源回収の活性化
1-4 SDGs の理解促進と行動変革		1-3 食品ロスの削減	
学校等の教育機関での環境学習の推進・支援 1-5 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討 指定袋制度及びごみ処理有料化の在り方の調査・研究 基本方針2			フードドライブの促進
1-5 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討 指定袋制度及びごみ処理有料化の在り方の調査・研究 基本方針2 事業者による主体的なごみの減量化・資源化の促進 食品リサイクルの普及促進 2-2 ごみの適正処理に向けた指導の強化 東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施 2-3 事業者への支援体制の充実 卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進 3-1 新たな収集・処理システムの構築 プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究 3-2 高齢社会に対応した環境整備 「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討 3-3 きれいなまちづくりの推進 不法投棄の防止 不法投棄の防止 不法投棄の防止		1-4 SDGs の理解促進と行動変革	
[基本方針2] 事業者による主体的なごみの減量化・資源化の促進			学校等の教育機関での環境学習の推進・支援
【基本方針2】 事業者による主体的なごみの減量化・資源化の促進 食品リサイクルの普及促進 2-2 ごみの適正処理に向けた指導の強化 東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施 2-3 事業者への支援体制の充実 卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進 【基本方針3】 3-1 新たな収集・処理システムの構築 3-2 高齢社会に対応した環境整備 プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究 3-3 きれいなまちづくりの推進 「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討 3-4 災害廃棄物等処理体制の強化 不法投棄の防止		1 - 5 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討	
事業者による主体的なごみの減量化・資源化の促進食品リサイクルの普及促進2-2 ごみの適正処理に向けた指導の強化東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施2-3 事業者への支援体制の充実卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進[基本方針3] 適正なごみ収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-1 新たな収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-2 高齢社会に対応した環境整備「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化			指定袋制度及びごみ処理有料化の在り方の調査・研究
の減量化・資源化の促進		2-1 事業系ごみの減量化・資源化の促進	
2-2 ごみの適正処理に向けた指導の強化 東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施 2-3 事業者への支援体制の充実 卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進 3-1 新たな収集・処理システムの構築 プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究 3-2 高齢社会に対応した環境整備 「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討 3-3 きれいなまちづくりの推進 不法投棄の防止 3-4 災害廃棄物等処理体制の強化			食品リサイクルの普及促進
2-3 事業者への支援体制の充実卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進【基本方針3】 適正なごみ収集・処理システムの構築3-1 新たな収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-2 高齢社会に対応した環境整備「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化		2 - 2 ごみの適正処理に向けた指導の強化	
【基本方針3】 適正なごみ収集・処理システムの構築3-1 新たな収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-2 高齢社会に対応した環境整備「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化			東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施
【基本方針3】 適正なごみ収集・処理システムの構築3-1 新たな収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-2 高齢社会に対応した環境整備「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化		2-3 事業者への支援体制の充実	
適正なごみ収集・処理システムの構築プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究3-2 高齢社会に対応した環境整備「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化			卸売・小売業向けの減量化・資源化マニュアルの作成の推進
スの構築 3-2 高齢社会に対応した環境整備 「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討 3-3 きれいなまちづくりの推進 不法投棄の防止 3-4 災害廃棄物等処理体制の強化		3-1 新たな収集・処理システムの構築	
3-2 高齢社会に対応した環境整備 「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討 3-3 きれいなまちづくりの推進 不法投棄の防止 3-4 災害廃棄物等処理体制の強化			プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究
3-3 きれいなまちづくりの推進不法投棄の防止3-4 災害廃棄物等処理体制の強化	ムの情末	3-2 高齢社会に対応した環境整備	
不法投棄の防止 3 - 4 災害廃棄物等処理体制の強化			「ふれあい収集制度」の継続及び将来を見据えた強化の検討
3-4 災害廃棄物等処理体制の強化		3-3 きれいなまちづくりの推進	
			不法投棄の防止
까=c		3-4 災害廃棄物等処理体制の強化	
災害廃業物処埋計画や業務マニュアルの見直し			災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し

基本方針1の施策区分について委員からの意見

No	意見の内容
1	1-1 ごみの減量と分別の徹底→プラスチック・スマートの推進既にマイバックは進んでいる!プラスマ事業として、どのような取り組みを考えているのか?具体的に示した方がよい。
2	1-2 地域内資源循環というのはどういうことなのか、少しわかりにくい。集団資源回収のことでしょうか?
3	1-4 SDGsの理解促進の所をわかりやすい表現にしてほしい
4	1-4 代表的な事業例の記載に「企業・教育機関・家庭での環境学習の推進支援」とする。 全国民が自覚しなければならなくなっている。
5	1-5 指定袋制度及びごみ有料化の検討:基本方針3の内容ではないでしょうか?
6	1-5の「検討」は市民からみると、越谷市で有料化をするのかと不安になるのではないか。事業例では「調査・研究」となっているので、何か別の表現にした方がよいのでは? 将来的には指定ごみ袋あるいは有料化になるとしても、当面は「調査・研究」段階であると言うことがわかりやすい表現があるとよいと思われる。
7	1-5 一人当たりの生活系可燃ごみ排出量の傾向をみると、市街地より郊外において多い傾向がみられた。市街地に住む人々の多くは、都市部へ通勤通学するため日中を自宅で過ごさない。一方で、郊外に住む人々の多くはその地域コミュニティーを生活基盤としているため、一日の活動範囲が自宅近辺となり、在宅時間が相対的に長くなる。食事を自宅で済ます頻度や自炊の頻度に差がでるだけでなく、畑で収穫した農作物の自己消費に伴う下処理などで可燃ごみの排出量が増えると考えられる。自治体内における一人当たりの排出量に差異があることから、廃棄物処理そのものに関する受益者負担の観点からみた費用負担の在り方も検討する必要がある。 すなわち、指定袋を利用した従量制有料化である。個々の世帯はごみ処理施設の利用状況、すなわち排出量に応じて指定袋を購入するため、利用状況に応じて市民に費用を負担させられる。さらに、資源ごみは無料、あるいは指定袋価格を相対的に安くした場合、積極的に分別を行い可燃ごみとしての排出量を減らすことがごみ出し費用の削減にもつながることから、市民による分別の促進も可能である。また、指定袋の採用は、他の自治体からのごみの流入を予防することにもつながる。東埼玉資源環境組合の分担金の

負担において搬入割りが採用されていることから、他の自治体からの流入を防ぐことは、分担金の負担額を削減する上で有効な手段と考えられる。一方で、有料制は単独の自治体で行うことは困難である。隣接する自治体が有料制も指定袋制も採用していない場合、有料制が採用されている自治体から採用されていない自治体へごみが流出してしまう恐れがある。

したがって、有料制の採用は単独ではなく、組合単位で行われる傾向にあるため、検討にあたっては越谷市だけでなく東埼玉の五 市一町で議論することが望ましい。

基本方針2の施策区分について委員からの意見

No	意見の内容	
1	2-1の「ごみの適正処理」はどういうことか意味がわかりにくい。	
2	2-2, 2-3は行政の行うことで、2-1は事業者の行うこと?	
3	2-2 ごみの適正処理に向けた指導の強化	
3	排出事業者指導はどのように実施しているのでしょうか?搬入物検査は、間接指導、直接指導をどのように行うのか?	
4	2-3 事業者への支援体制の充実	
4	重要なことです。代表的な事業例にマニュアルの作成ではなく、具体的な支援事業を挙げていただきたい。	
	2-3 一階部分が作業場で、二階部分が自宅となっているような職住一体の事業所に関しては、事業系ごみが家庭ごみに混入する	
	懸念がある。また、繁華街と住宅街が混在、隣接している地域では飲食店のごみが家庭ごみの集積所に持ち込まれることも懸念され	
5	る。	
3	現時点では、ごみ処理施設において搬入物の検査が行われているが、家庭ごみとの判別が難しいものは、回収後の検査が困難である	
	ことから、ごみステーションに持ち込ませないことが重要と考えられる。不適切な排出を是正するためにも、それらの地域において	
	はごみステーションの利用者を限定できるしくみが必要と考えられる。	

基本方針3の施策区分について委員からの意見

No	意見の内容
1	3-1 新たな収集・処理システムの構築
ı	プラスチックごみの資源化に向けた調査・研究←是非、参加させてください。
	3-2 きれいなまちづくりの推進
2	不法投棄されないようにするには・・・空地の雑草対策なども必要か。地域ふれあい清掃
	(実施している事業者もあり、一人でも多くの世帯、事業者に参加してもらう)。
	3-2,3-3
	レイクタウンや南越谷などの駅近郊の市街地と大杉や大松などの郊外とでは、住民の特徴が異なり、ライフスタイルも異なると考
	えられる。人口密度の高い市街地は、マンションやアパートなどの集合住宅や小規模の庭を伴う標準的な戸建てが多い。公共交通機
	関にアクセスしやすいことから、都市部へ通勤通学する若い単身者や共働きの子育て世帯が多く住んでいると考えられる。一方で、
	人口密度の低い郊外では、広い庭や田畑を伴う大規模な戸建てが市街地に比べ多い傾向がみられる。それらの戸建てに住む人々の多
	くは、古くからその地域に住み続けてきた人々であり、比較的高齢な世帯と考えられる。公共交通機関へのアクセスがしにくいこと
	から若い世代が居住地として選択しないために若い世代の移住も少ないことから、市街地と比べて早いスピードで高齢化が進んでい
3	くと考えられる。市街地では、住居が密集しているため、各世帯からごみステーションへの距離も近いため、ごみ出しをしやすい。
	一方で、郊外では家と家との距離が比較的離れているため、ごみステーションへの距離が遠いため、ごみ出しの手間は多くなる。し
	たがって、郊外におけるふれあい収集の必要性は、今後より一層高まっていくことが想定される。
	現状では、ふれあい収集は有料で行われている。今日では、有料制は排出削減の手段として着目される傾向にあるが、ふれあい収
	集は定額での有料回収であることから、排出量を減らしても料金が減らないために削減効果は期待できない。行政における有料制採
	用の主たる目的は受益者負担の促進にあり、ふれあい収集の料金は、戸別回収のサービスの費用を受益者が負担することにある。利
	用者がその費用を負担するのは、受益者負担という観点において公平な費用負担の在り方といえよう。
	しかしながら、ごみ収集は生活環境における衛生美観を維持するための必需的な行政サービスであり、不適切な費用負担は市民の
	反発を招き、ごみ屋敷化やそれによる不法投棄などの新たな社会問題を誘発する懸念材料となりうる。

近隣の自治体では、八潮市大字八條の中川河川敷沿いにおいて不法投棄が起こっている。車でのアクセスがしやすく、かつ人が少ないために投棄する現場を発見されにくいことが原因と考えられる。越谷市の郊外もまた同様の特性を有するため、ごみ屋敷化によって景観が乱れることで、不法投棄が誘発される恐れがある。従って、ふれあい収集における費用負担の在り方に関しては、利用者からの理解が不可欠であり、十分な検討が必要である。

レイクタウンや南越谷などの駅近郊の市街地と大杉や大松などの郊外とでは、住民の特徴が異なり、ライフスタイルも異なると考えられる。人口密度の高い市街地は、マンションやアパートなどの集合住宅や小規模の庭を伴う標準的な戸建てが多い。公共交通機関にアクセスしやすいことから、都市部へ通勤通学する若い単身者や共働きの子育て世帯が多く住んでいると考えられる。一方で、人口密度の低い郊外では、広い庭や田畑を伴う大規模な戸建てが市街地に比べ多い傾向がみられる。それらの戸建てに住む人々の多くは、古くからその地域に住み続けてきた人々であり、比較的高齢な世帯と考えられる。公共交通機関へのアクセスがしにくいことから若い世代が居住地として選択しないために若い世代の移住も少ないことから、市街地と比べて早いスピードで高齢化が進んでいくと考えられる。市街地では、住居が密集しているため、各世帯からごみステーションへの距離も近いため、ごみ出しをしやすい。一方で、郊外では家と家との距離が比較的離れているため、ごみステーションへの距離が遠いため、ごみ出しの手間は多くなる。したがって、郊外におけるふれあい収集の必要性は、今後より一層高まっていくことが想定される。

現状では、ふれあい収集は有料で行われている。今日では、有料制は排出削減の手段として着目される傾向にあるが、ふれあい収集は定額での有料回収であることから、排出量を減らしても料金が減らないために削減効果は期待できない。行政における有料制採用の主たる目的は受益者負担の促進にあり、ふれあい収集の料金は、戸別回収のサービスの費用を受益者が負担することにある。利用者がその費用を負担するのは、受益者負担という観点において公平な費用負担の在り方といえよう。

しかしながら、ごみ収集は生活環境における衛生美観を維持するための必需的な行政サービスであり、不適切な費用負担は市民の 反発を招き、ごみ屋敷化やそれによる不法投棄などの新たな社会問題を誘発する懸念材料となりうる。

近隣の自治体では、八潮市大字八條の中川河川敷沿いにおいて不法投棄が起こっている。車でのアクセスがしやすく、かつ人が少ないために投棄する現場を発見されにくいことが原因と考えられる。越谷市の郊外もまた同様の特性を有するため、ごみ屋敷化によって景観が乱れることで、不法投棄が誘発される恐れがある。従って、ふれあい収集における費用負担の在り方に関しては、利用者からの理解が不可欠であり、十分な検討が必要である。

その他

No	意見の内容
1	ごみの削減は啓発と制度設定だと思います。特に生ごみの水分量を減量化することも重要です。やはり市民への啓発と責任につい
	てしっかりと教育することが重要と思います。
	7月に始まったレジ袋有料化、2か月足らずですが、皆、スムーズに受け入れて、お買い物にはマイバッグ持参が定着しているよ
2	うに思います。当たり前と思っていた事、これ以上無理と思っていた事も、やれば出来ると確信しました。
	先日、新聞記事で「プラごみ一括回収へ」の記事を見て、これも是非実行して頂きたい。美しい街並みや川、小さな生き物が住む
	街に。
	5市1町で東埼玉資源環境組合という広域的な大きなごみ処理工場で処理しています。この工場建設には巨額の税金が使用されて
	います。従って、今すぐに各家のごみ排出にコストを掛けるわけには行かない。
	私達が関知するところではないが、東埼玉資源環境組合の経営効率を図ることも必要と考える。去りとて、ごみ減量化には有料化
3	が必要と思われる。ごみ袋を有料にするだけで大きな成果が期待できる。なぜならば、私は小さな店を経営していますが、7月より
3	レジ袋が有料になりました。お客様がマイバックを持参する人が約75%位で、予想以上に多いです。
	全国的にみて、スーパー、コンビニ等々、大きなプラごみの削減になると思います。
	無論、ごみ袋の有料化については、時間がかかると思いますが、東埼玉資源環境組合が一体となり、5市1町で同時に決定するこ
	とが必要である。